

## 情報理論とその応用サブソサエティにおける

### 国際会議 ISITA Young Researcher Travel Grant の選奨規程

情報理論とその応用サブソサエティ委員会

平成23年12月1日制定

令和4年5月29日改定

情報理論とその応用サブソサエティが主催する情報理論とその応用国際シンポジウム(International Symposium on Information Theory and its Applications) (以下、ISITA)における「ISITA Young Researcher Travel Grant 事業」は、本規程によって行う。

(1) 本会定款第6条の項目(へ)に基づく電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励を行う。

(2) 本奨励金は、「ISITA Young Researcher Travel Grant」と称する。

(3) ISITA Young Researcher Travel Grant 事業の実施の適否は、ISITA 実行委員会が社会情勢やISITAの予算状況等を勘案して決定し、情報理論とその応用サブソサイエティ委員会に報告する。

(4) ISITA Young Researcher Travel Grant 事業を実施する場合、ISITA 実行委員会に ISITA Young Researcher Travel Grant 選奨委員会を設置する。

(5) 選奨委員会の構成は、委員長1名、幹事1名、委員若干名とする。

(6) ISITA Young Researcher Travel Grant の対象者は、ISITA において筆頭著者として発表を行う35歳以下の講演者で、所属機関等から参加に必要な費用が給付されない者とする。

(7) 選奨委員会は、対象者からの申請書と当該シンポジウム投稿論文の査読結果をもとに選考を行う。奨励金の給付人数は当該シンポジウムにおける35歳以下の発表者かつ筆頭著者の総数の約10%以内を目標とする(但し、複数回されることを妨げない)。

(8) 選奨委員会は、ISITA 参加補助として奨励金額（5万円以下、ただし、特に必要と認められるときは10万円以下）を決定し、当該者に給付する。奨励金は、ISITA実行委員会の会計から支出する。

#### 附則

本規程の改訂は、情報理論とその応用サブソサエティ委員会の承認を得るものとする。本規程は、情報理論とその応用サブソサエティの Web で公開する。

---

#### 参考 学会の定款

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- イ。機関誌の発行
- ロ。電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
- ハ。電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
- ニ。電子工学および情報通信に関する用品の規格および標準の制定
- ホ。電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
- ヘ。電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
- ト。電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
- チ。その他目的を達成するために必要な事業